

ようこそ

インド全土の日本人コミュニティへ

YOKOSO

06 2026 JUNE VOL. 137 無料

www.yokoso.co.in

【今月の注目スポンサーと最新情報】

GD Goenka World School P.8
(2026-2027年度の入学相談・学校案内を随時受付中)

Table & Twist P.9
(洗練された高級ホームデコ専門店)

Kampai..... P.23
(期間限定の特別サマーメニュー「Summer On A Roll」開催中)

「ここに生まれたから」をなくすために P.42
(すべての子供たちに未来を。私たちが今できること)

L'Opera P.68
(爽やかに喉を潤す、新作サマー・ピバレッジ・メニューのご案内)

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in


COMPLETE SOLUTIONS
Service Apartment Pvt Ltd
+91-98733-90356(En)


ems
Business Redefined


ホテル
安らぎ
ANARAGI


UUNIQUE
Think India, Think Unique!


KrayMan
Demystifying Complexities

木漏れ日が 煌めく季節

新しい冒険を 始めよう

 **FORMULA GROUP**
Mobility Managed.®

新しい未来へ→

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



佐竹真紀

✉ maki.satake@krayman.com



松田浩
日本公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



アヌクル・ベイロリア
(Ankur Bairoliya)

✉ ankur.bairoliya@krayman.com

インドで事業をしている日本企業が「恒久的施設 (PE)」とみなされるリスクについて

はじめに

日本企業は、自動車、電機、エンジニアリング、商社、物流、金融サービス、グローバル・ケイパビリティ・センター (GCC) など、さまざまな分野でインドへの投資を進めています。

インドでの事業拡大に伴い、現地法人の設立、駐在員事務所、技術支援サービス、調達拠点の設置、駐在員の派遣などの形で事業を展開するケースが増えています。

このような状況の中で、「恒久的施設 (PE: Permanent Establishment)」に該当するかどうかという論点は、国際税務の観点からますます重要になっています。PEリスクがある場合、そのインドでの事業活動に帰属する利益に対してインドで課税される可能性があります。そのため、インドで事業を行う、またはインドと取引を行う日本企業にとって、PEリスクを正しく理解することは非常に重要です。

恒久的施設 (PE) の理解

国際税務の原則では、恒久的施設 (PE) とは一般的に、外国企業が他国において事業活動の全部または一部を行うための「固定された事業拠点」を指します。インドにおけるPEの規定は、主に以下によって定められています：

- 所得税法 (Income-tax Act) の国内規定
- 日印租税条約 (India-Japan DTAA: 二重課税防止条約)
- 裁判例およびOECDガイドライン

日印租税条約では、PEの成立要件および、そのPEに帰属する利益に対する課税について詳細に規定されています。

日本企業に関連する主なPEの種類

1. 固定的施設PE (Fixed Place PE)

固定的施設PEとは、日本企業がインドにおいて、事業活動を行うための「一定の場所 (拠点)」を有している場合に成立するPEを指します。例えば、支店、プロジェクトオフィス、基幹業務に使用される倉庫、工場、作業場などが該当します。

日本企業では、以下のようなケースで固定的施設PEリスクが生じることが多くあります：

- 日本本社の従業員がインド子会社のオフィスを継続的に使用している場合
- 技術者がインドの顧客先で長期間にわたり業務を行っている場合
- 調達業務や品質管理業務をインド国内で実施している場合

2. サービスPE (Service PE)

サービスPEとは、日本企業の従業員やその他の人員がインド国内で一定期間にわたりサービスを提供する場合に成立し得るPEを指します。

例えば、技術サポート、マネジメントサポート、コンサルティングサービスなどが含まれます。

3. 依存代理人PE (Dependent Agent PE: DAPE)

DAPEとは、インド国内にいる個人または法人が、常態として以下のような役割を果たしている場合に成立し得るPEを指します：

- 外国企業 (日本企業) の代理として契約を締結している場合
契約締結につながる主要な役割 (実質的な交渉・成立への主導的関与) を担っている場合



- 契約書上は日本で署名されている場合であっても、インド税務当局は実質的な業務内容を重視して判断し、DAPEの存在を主張する可能性があります。
- 親会社による過度な指揮・管理の下で事業運営が行われている場合
このような状況では、形式上は独立法人であっても、税務上は親会社のインドにおけるPEとみなされる可能性があります。

インドにおける日本企業の主なPEリスク領域

1. 駐在員・出向者 (Expatriate Employees and Secondment Arrangements)

日本企業は、業務管理、技術移転、経営監督などを目的として、駐在員をインド子会社へ派遣するケースが多く見られます。

以下のような状況ではPEリスクが高まります：

- 駐在員が実質的にインド子会社ではなく、日本本社のために業務を行っている場合
- 駐在員の人件費がインド側に振り替え(リチャージ)されている場合
- 戦略的な意思決定が日本企業側の駐在員によって行われている場合

このような場合、税務当局は駐在員の活動を根拠に、サービスPEまたは固定的施設PEが日本企業に存在すると主張する可能性があります。

2. 駐在員事務所 (Liaison Office) の活動範囲逸脱

インド準備銀行(RBI)の許可に基づく駐在員事務所は、一般的に準備的・補助的な活動に限定されています。

しかし、以下のような活動が行われる場合、PEリスクが生じる可能性があります：

- 商業交渉への関与
- 受注の獲得(契約獲得活動)
- 収益に直接つながる業務の実施
- 意思決定権限の行使

インド当局は、駐在員事務所が許可された範囲を超えて事業活動を行っていないかについて厳格に監視しています。

3. インド子会社を“拡張された事業部門”として使用するケース

多くの日本企業グループは、100%出資のインド子会社を通じて事業を展開しています。子会社は法的には独立した法人ですが、以下のような場合にはPEリスクが生じる可能性があります：

- 子会社が実質的に親会社の依存代理人(Dependent Agent)として機能している場合

Pe認定による影響

インドにおいてPEが認定された場合、以下のような影響が生じる可能性があります：

- 帰属利益に対する課税
- 移転価格コンプライアンス
- 源泉徴収税の影響—インドの顧客は、日本企業への支払いに対して源泉徴収を行う必要がある場合があります。
- 延滞金、罰金、および訴訟
- 税務調査および審査の強化

インドにおける司法・税務上の傾向

インドの裁判所および税務当局は近年、以下の点をより重視する傾向を強めています。形式より実質(substance over form)、インドにおける事業活動の機能的分析(functional analysis)、従業員および代理人の実際の行動、外国企業による支配・管理の程度、ならびにインド子会社が事業創出に果たす役割。

日本企業のためのリスク低減(PE対策)戦略

1. 機能の明確な分離(Clear Functional Delineation)

日本の親会社とインド子会社の役割・責任は、明確に区分されている必要があります。また、インド子会社が日常的な業務運営において独立して意思決定・管理を行っていることを確保することが重要です。

2. 強固なグループ間契約

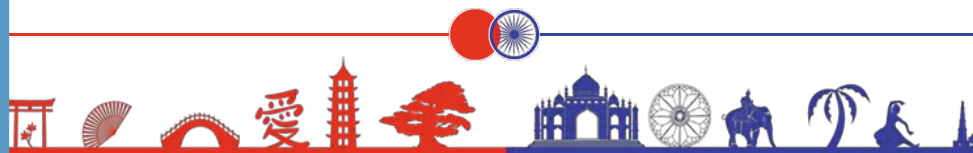
(Robust Intercompany Agreements)

グループ企業間では、サービスの範囲、権限の制限、利益配分、価格設定(移転価格)、その他関連条項を明確に定めた体系的な契約書および文書を整備する必要があります。

3. 従業員の滞在状況のモニタリング

(Monitoring Employee Presence)

インド滞在期間、提供されるサービスの内容、報告ライン(レポートング構造)については、定期的にモニタリングする必要があります。これは特に、サービスPEの判定において重要なポイントとなります。



4. 契約締結権限の制限

(Limiting Contract-Concluding Authority)

インド側の人員が、外国企業を代表して契約を最終的に締結することは避けるべきです。

5. 業務・ガバナンスの明確な分離ポリシー (Segregated Policies)

子会社のガバナンスおよび日常業務運営については、明確に分離された方針を導入することが重要です。具体的には、従業員規程、リスク管理、与信管理、IT、営業、購買、贈収賄防止などの各分野において、独立した運用ルールを整備する必要があります。

6. 価格決定の管理 (Pricing Control)

価格設定は日本の親会社が直接コントロールすべきではありません。親会社が価格決定を支配している場合、インドにおいて中核的な商業上の意思決定が行われていると判断される可能性があり、その結果としてPEリスクが高まる可能性があります。

7. 定期的なPEリスク評価

(Regular PE Risk Assessments)

定期的な税務ヘルスチェック(Tax Health Check)を実施することで、以下の点を早期に把握することが可能になります：

- 新たに発生し得るPEリスクの兆候
- 税務ポジションに影響を与える業務上の変更点
- 証憑・契約書などのドキュメンテーション上の不備やギャップ

8. 移転価格ポリシーとの整合性

(Alignment with Transfer Pricing Policies)

Peの分析は、以下の要素と整合している必要があります：

- FAR分析(機能・資産・リスクの分析)
- 移転価格文書(Transfer Pricing Documentation)
- グローバル税務ストラクチャー(グループ全体の税務構造)

これらが一貫していない場合、税務当局からPEリスクや利益配分の不整合を指摘される可能性があります。

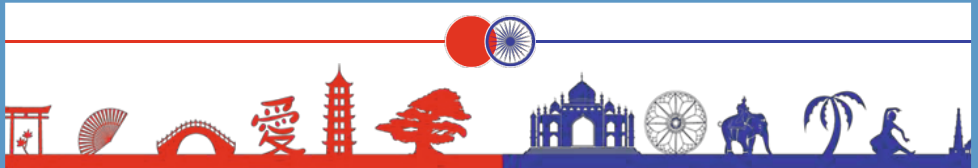
結論

インドで事業を展開する日本企業にとって、恒久的施設(PE)リスクは国際税務上、最も重要な論点の一つです。インドが税務執行を強化し、国際的な租税回避防止の枠組みに沿った対応を進める中で、企業は自社の事業構造、駐在員の配置、グループ会社間取引などを慎重に評価する必要があります。

PEリスクを最小化し、将来的な税務紛争を回避するためには、法務・税務・移転価格・オペレーションの各領域が連携したプロアクティブな対応が不可欠です。

適切なガバナンスおよびコンプライアンス体制を構築した日本企業は、税務リスクを適切に管理しながら、インド市場における持続的な成長を実現することができます。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



発行部数
6,000部/毎月